

## 目標②

# 高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち

「見守る側」「見守られる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりを持ち、それぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつ地域づくりを進めます。

### 【施策の方向性1】見守り合い・支え合いの地域づくり

今後、さらに人口減少・高齢化が進展し、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、社会的な孤立などの対応困難な事案の増加も見込まれるため、行政はもとより、誰もが地域の一員として、見守り合い・支え合いのできる地域づくりを進めます。

#### (基本的な施策1) 地域の見守り合いの支援

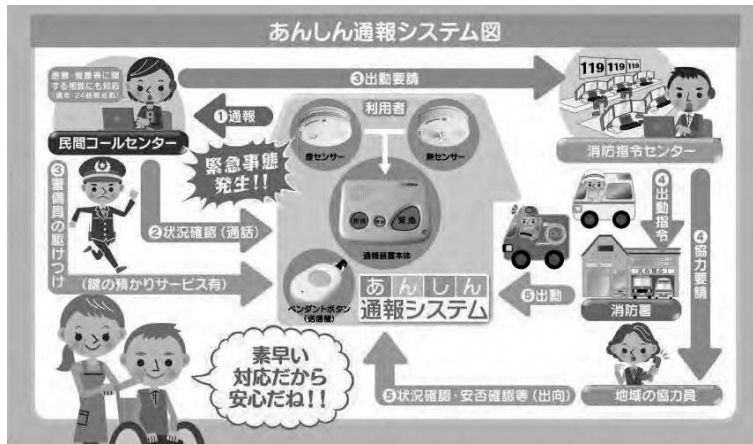
地域での見守りや支援の必要な高齢者に対応するため、いのちをつなぐネットワーク事業による地域全体で「見つける」「つなげる」「見守る」取組みを推進し、市民と接する機会のある企業や地域団体、民生委員や福祉協力員等の地域での見守りのネットワークの充実と強化を支援します。

また、誰もが地域社会の構成員としての意識をもち、役割を担い、見守り・見守られる側になる意識を持つこと、相談しやすく偏見がない社会を進めることが今後ますます重要になります。高齢者をはじめ、誰もが地域の見守りの担い手となるよう、啓発に取り組みます。

No.	新たな取組み	概要
59	<b>地域交流や居場所づくりの推進</b> (保健福祉局地域福祉推進課)	地域の見守り体制を拡充するため、いのちをつなぐネットワーク推進会議に「(仮称)地域交流・居場所部会」を設置し、地域交流の場や居場所づくりを推進します。

No.	継続する取組み	概要
60	<b>生活援助員の派遣</b> (保健福祉局長寿社会対策課)	ふれあいむら市営住宅及び市が生活援助員派遣団地として指定した旧高齢者向け優良賃貸住宅に、高齢者の安否確認や生活相談などを行う生活援助員を派遣し、高齢者の安心を確保します。

<p>61</p>	<p><b>あんしん通報システムの設置</b>                  (保健福祉局長寿社会対策課)                  (消防局予防課)</p>	<p>在宅高齢者や重度身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行います。また通報装置を介して健康や生活等日常のあらゆる相談を受けるなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。</p>
-----------	---	--



<p>62</p>	<p><b>住民主体による居場所づくり</b>                  (保健福祉局地域福祉推進課)</p>	<p>社会福祉協議会が実施してきたサロンに加え、新たにNPOやボランティア団体等が行う、地域交流の「居場所」づくりを助成対象とし、住民主体による生きがい・健康づくりにつながる居場所づくりを推進します。</p>
<p>63</p>	<p><b>いのちをつなぐネットワークの推進</b>                  (保健福祉局地域福祉推進課)</p>	<p>地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域や民間企業・団体及び行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。  <b>【地域会合等への参加(回数)】</b>                  R1年度:1,530回 → R5年度:現状維持</p>
<p>64</p>	<p><b>民生委員の活動支援</b>                  (保健福祉局地域福祉推進課)</p>	<p>民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。</p>
<p>65</p>	<p><b>市営住宅のふれあい巡回員の配置</b>                  (建築都市局住宅管理課)</p>	<p>市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む65歳以上の単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。</p>

## (基本的な施策2) 地域での支え合いの充実

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、公的なサービスや家族だけでなく、近所の人や友人など地域での支え合いも大切です。地域でのボランティアや住民組織の活動など地域の支え合いの大切さや必要性の周知を図ります。

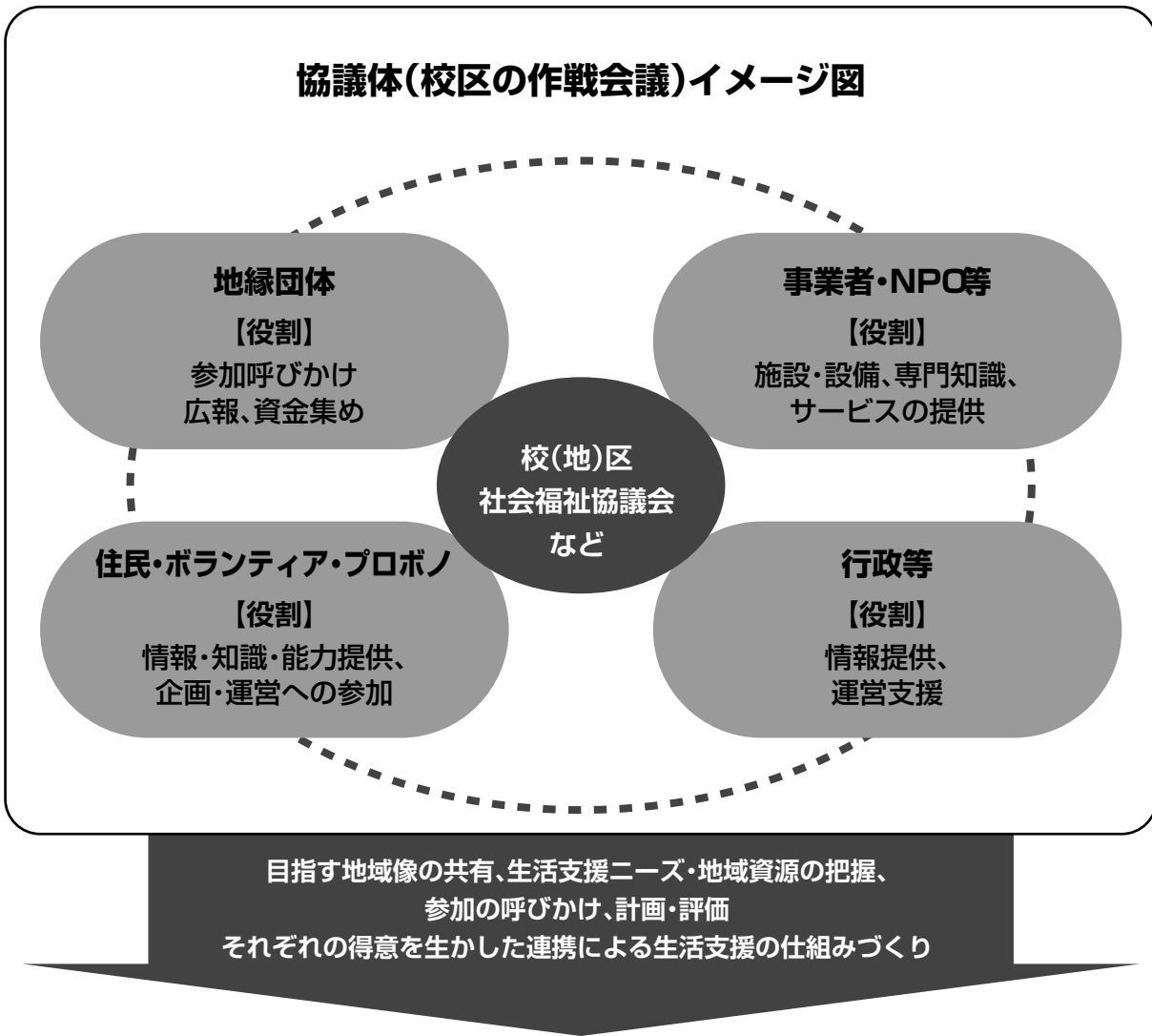
また、地域によってさまざまな生活課題があるため、校(地)区社会福祉協議会などを核に、多様な住民や団体が地域の困りごとなどを話し合う場として、協議体(校区の作戦会議)を推進します。地域支援コーディネーターは、地域の特性にあわせ、関係者と連携し、協議体や住民主体の支え合いの基盤づくりを支援します。

No.	継続する取組み	概要
66	<b>高齢者の生活支援体制の整備</b> (保健福祉局地域福祉推進課)	住民主体の生活体制を構築するため、協議体(校区の作戦会議)を支援する地域支援コーディネーターの配置に加え、新たに市民センターを拠点としたボランティア活動を支援します。 <b>【支援を行う校区数】</b> 前年度維持(参考:R1年度51回)
67	<b>まちづくり協議会や自治会等を 中心とした住民主体の地域づくり</b> (市民文化スポーツ局地域振興課)	まちづくり協議会等をはじめとした様々な地域団体とともに、地域の住民がお互いに支え合いながら、安全安心で、明るく住みよいまちづくりを行うため、住民主体の地域づくりを促進します。
68	<b>いきいき安心訪問</b> (消防局消防団課)	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、簡単な身の回りのお世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図ります。
再	<b>住民主体による居場所づくり</b>	(再掲No.62)
再	<b>買い物応援ネットワークの推進</b>	(再掲No.166)



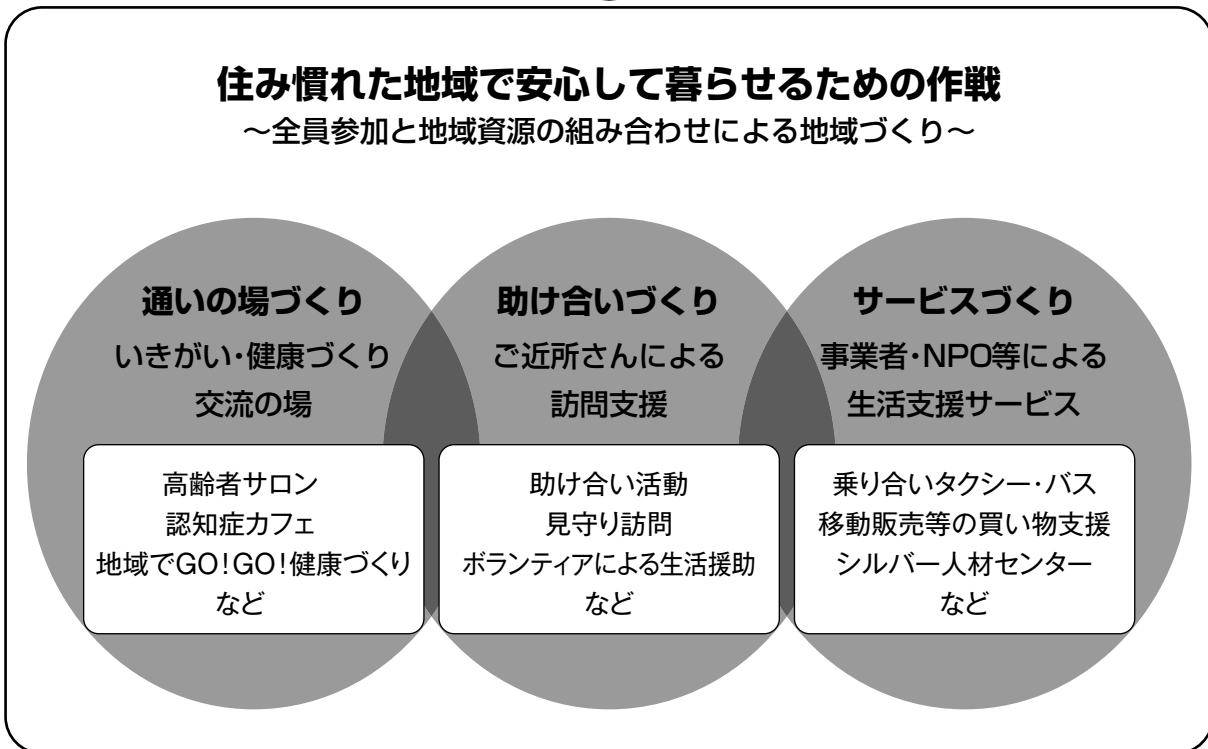
(協議体(校区の作戦会議))

### 協議体(校区の作戦会議)イメージ図



### 住み慣れた地域で安心して暮らせるための作戦

～全員参加と地域資源の組み合わせによる地域づくり～



## 【施策の方向性2】総合的な認知症対策の推進

※北九州市版オレンジプラン

国は、平成24(2012)年9月に「認知症施策推進5か年計画(通称:オレンジプラン)」を公表、平成27(2015)年1月には、国家戦略として「認知症施策推進総合戦略(通称:新オレンジプラン)」を策定、平成29(2017)年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、新オレンジプランの基本的な考え方が法律に盛り込まれました。さらに、令和元(2019)年6月には、認知症施策推進関係閣僚会議で「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものであることを踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしています。

本市では、平成27(2015)年3月に「北九州市認知症施策推進計画(通称:北九州市版オレンジプラン)」を策定し、「市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』」を基本理念に、総合的な認知症対策を推進してきました。その後、平成30(2018)年3月に北九州市版オレンジプランを改訂し、①市民一人ひとりが認知症のことを正しく理解する(普及啓発)、②認知症の人やその家族を支える体制を構築する(支援体制)、③認知症の人やその家族の視点や意向を尊重する(本人重視)を基本方針とし、さらなる認知症対策の推進に取り組んでいます。

### (基本的な施策1) 認知症への理解を深め、「やさしい地域づくり」の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があります。このため、市民一人ひとりが認知症への理解を深め、認知症は誰にとっても身近な病気であることを社会全体で確認しあい、認知症の人やその家族を地域で見守り、支えあう、やさしい地域づくりを目指します。これらの取組みは、地域の一員として自分自身が安心して暮らしていくためにも重要であり、そのためには、全ての人が認知症を正しく理解し、適切に対応できるようになることが必要です。

#### <施策1-1 認知症の正しい知識の普及促進>

認知症に関する理解を広げるため、市民10万人が認知症サポーターになることを目指し、それに達成した後も一人でも多くの市民に認知症サポーター養成講座を受講していただくよう普及啓発に努めます。また、認知症サポーターの養成にあたっては、これまでと同様に地域で見守り活動をしている自治会等に加え、認知症の人と地域に関わることが多いと想定される小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員、さらに、人格形成の重要な時期である子ども、学生に対して、養成講座の受講を積極的に勧奨し、より多様な認知症サポーターの養成に取り組んでいきます。

<施策1-2 認知症の人が暮らしやすい地域づくりの推進>

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、認知症の正しい理解の広がりとともに、認知症の人やその家族の気持ち、意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めることが大切です。

そこで、認知症サポーターは、できる範囲で手助けを行い、認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」の考え方を維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、チームを作り、認知症の人や家族のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みを検討します。

また、認知症サポーターがそのような活動に積極的に参加する動機付けのあり方についても併せて検討していきます。

<施策1-3 認知症の人が自らの言葉で自身の思いなどを発信できる場の構築>

認知症の人がいきいきと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を考えるきっかけとなり、また、多くの認知症の人に希望を与えることができると考えられます。

そこで、認知症の人に、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトへ協力する機会や、認知症啓発に関するイベントで自らの言葉で自身の思いなどを発信する場を設け、認知症になっても希望を持って前向きに暮らしている姿を積極的に発信していきます。

No.	新たな取組み	概要
69	認知症の人が 情報を発信できる場の構築 (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症啓発月間などに開催する認知症啓発に関するイベントで、認知症の人が自らの言葉で自身の思いなどを発信する場の構築に努めます。



(認知症講演会チラシ)

No.	継続する取組み	概要
70	<b>認知症サポーターの養成等</b> (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。また、サポーターメール配信の周知や、フォローアップ研修を実施し、サポーターの活動機会の拡大に取り組みます。
71	<b>認知症に関する啓発</b> (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症に関する正しい知識を広め、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりを目指します。そのため、認知症啓発月間による啓発活動や、市民向け啓発活動として印刷物の作成・配布を行います。
72	<b>認知症地域支援推進員の配置</b> (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、地域・医療・介護・行政などのネットワークのコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。
再	<b>認知症行方不明者への対応</b>	(再掲No.80)

## (基本的な施策2) 認知症の人の生活を支える医療・介護体制の構築

認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていくためには、認知症の人が少しでも早く必要な医療や介護サービス等につながる事が大切です。認知症の早期発見・早期対応では、本人のみならず家族や周囲の人たちも認知症を正しく理解し、必要な医療や介護サービスにつなげていくとともに、より身近な地域にある医療機関や介護事業所なども、認知症の人に最初に接する相談窓口としての意識を持つことが重要です。

このため、認知症の発症予防や発症初期から急性増悪時など、容態の変化に応じた本人主体の医療・介護体制を構築することができるよう、地域での重要な社会資源である保健・医療・福祉・介護の関係機関や専門職の有機的・包括的な連携を推進します。さらに、市民に対する認知症の正しい理解を広げていくとともに、医療・介護従事者等の専門職がこれまで以上に認知症に対する理解を深めていくための人材育成に取り組みます。

### <施策2-1 認知症の早期発見・早期対応>

本市では、認知症に関して不安を感じた人やその家族の受診への抵抗感を軽減できるよう、平成12(2000)年度から認知症の専門外来として「ものわすれ外来」を設置するとともに、かかりつけ医等の認知症対応力の向上による早期発見から早期対応までスムーズに行える医療・介護の連携体制の構築に取り組んでいます。さらに、医療や介護に関する専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センターと連携した早期対応の一層の強化にも取り組みます。

### <施策2-2 地域での生活を支える医療・介護体制の構築>

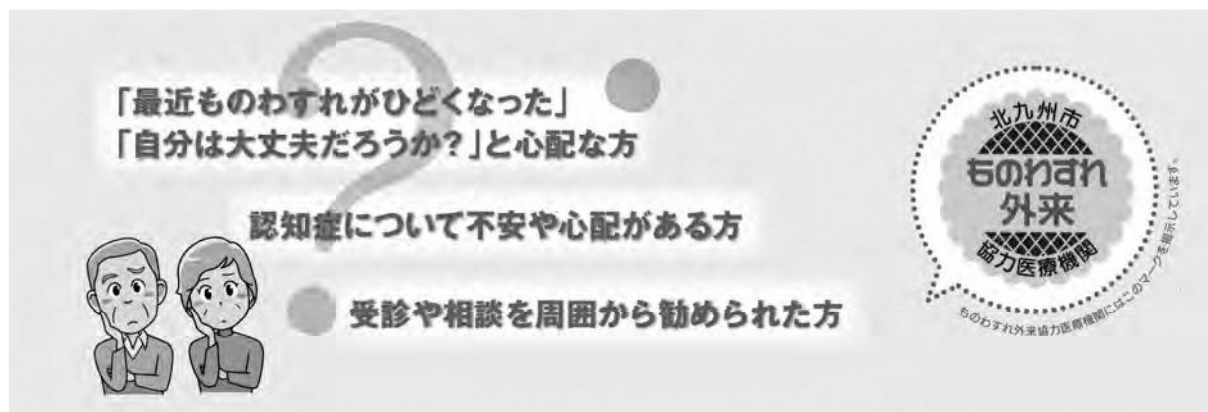
認知症の人の地域での生活を支えるためには、適時・適切なタイミングで提供される医療・介護サービスが必要です。本市では、認知症の発症初期から、状況に応じた、医療と介護が一体となった支援体制の構築に取り組んでいます。

今後も、より身近なかかりつけ医の認知症対応力の向上を図るとともに、医師会と協力して、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役を担う「認知症サポート医」の養成に取り組んでいきます。また、地域の認知症に関する医療提供体制の中核である「認知症疾患医療センター」と連携し、認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療など、継続した医療・ケア体制の構築に取り組んでいくとともに、地域包括支援センターや介護事業所、在宅医療・介護連携支援センター、初期集中支援チーム等の関係者が有機的に連携できる体制づくりに取り組んでいきます。

### <施策2-3 医療・介護サービスを担う人材育成>

保健・医療・福祉・介護の専門職であっても、医療機関や介護保険施設等の中には、合併症等を有する認知症の人への対応に苦慮することがあります。このため、早期発見・早期対応だけでなく、適切な医療・介護サービス提供のため、専門職などの医療従事者に対する認知症対応力向上研修や、認知症介護の指導的立場の人や介護従事者に対する研修を実施し、認知症対応力の向上に取り組めます。

No.	継続する取組み	概要
73	<b>認知症初期集中支援チームの設置</b> (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。
74	<b>認知症サポート医の養成</b> (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の専門医であり連携の推進役でもある「認知症サポート医」を養成するとともに、気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来協力医療機関」を設置し、地域や関係者が有機的に連携し、認知症の早期発見・早期対応を目指します。





75	<b>認知症疾患医療センターの運営</b> (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	より高度で専門的な認知症の治療・対応を行う「認知症疾患医療センター」を設置し、鑑別診断・急性期対応、専門医療相談等を行うとともに、医療・介護の連携体制を構築し、地域における認知症ケア体制の強化を目指します。
76	<b>認知症対応力の向上のための研修の実施</b> (保健福祉局認知症支援・介護予防センター) (保健福祉局介護保険課)	かかりつけ医を対象とした研修の実施により、認知症の対応力向上と関係機関の連携を図ります。また、病院勤務者や歯科医師、薬剤師等に対し、認知症の人や家族に対応するために必要な基礎知識や、医療と介護の連携の重要性を習得すること等を目的とした研修を行います。 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人および介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。

### (基本的な施策3) 認知症の人や家族を支える相談・支援体制の強化

認知症になっても安全に安心して暮らし続けるためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。また、認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人のQOL(生活の質)の改善にもつながることから、もっとも身近な介護者である家族の精神的・身体的な負担を軽減することが重要です。また、高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の介護者が今後増加していくものと考えられており、介護者の生活と介護の両立を支援していきます。

#### <施策3-1 認知症の人を支える家族等への支援>

認知症の人を介護する家族の負担を軽減するためには、身近なところで家族の訴えを受け止め、適切な相談・支援を行うための仕組みづくりが重要です。また、医療や介護の関係者が互いの役割・機能を十分に理解し、連携して対応する体制の構築や介護者同士の交流の輪を広げていくことも必要です。このため、悩み事やつらさなどを分かち合える認知症介護家族交流会や気軽に相談ができる認知症・介護家族コールセンターなど家族への相談支援に取り組みます。

### ＜施策3-2 認知症の人の安全確保＞

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域での見守り体制や認知症の人が自宅から外出して道に迷ってしまった場合の搜索体制が不可欠です。このためには、警察等の関係機関はもとより、地域や企業・団体等と連携して認知症の人の安全対策に取り組む必要があります。このため、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人が行方不明となった想定 of 搜索模擬訓練の更なる拡大に向けた支援を進めていきます。また、認知症の人が行方不明になった場合には、GPSを利用した位置探索やSOSネットワークシステムによって、行方不明者の早期発見・早期保護につながる仕組みづくりと安全確保に取り組めます。



### ＜施策3-3 地域での日常生活の支援＞

身近な地域で日常生活を送る上では、認知症の人やその家族が、気兼ねなく立ち寄れる居場所や、ちょっとした相談や悩みを打ち明けられる場が必要とされています。そこで、認知症の人やその家族、地域住民や専門職等の誰もが参加でき、集う場となる認知症カフェの普及や認知症カフェ同士の横のつながりができるような施策に取り組んでいきます。

さらに、コロナ禍のような人と人が集まることが難しい場合における認知症カフェのあり方について検討していきます。

また、各々の認知症の症状に最も適する行政サービスや相談先等の社会資源に加え、その時々に必要な情報や認知症の人との関わり方がひとつにまとめられた、認知症ケアパスを活用し、認知症に関する正しい情報を広めていくよう取り組んでいきます。

No.	新たな取組み	概要
77	<b>認知症カフェのあり方の検討</b> (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	コロナ禍を契機とした認知症カフェにおける感染症対策や、人と人が集まることが難しい場合の認知症カフェのあり方を検討します。また、認知症カフェ同士のつながりの強化に向けた取組みを実施します。

No.	継続する取組み	概要
78	<b>認知症介護家族交流会の開催</b> (保健福祉局認知症支援・介護予防センター)	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症の介護について学ぶための交流会を開催します。